

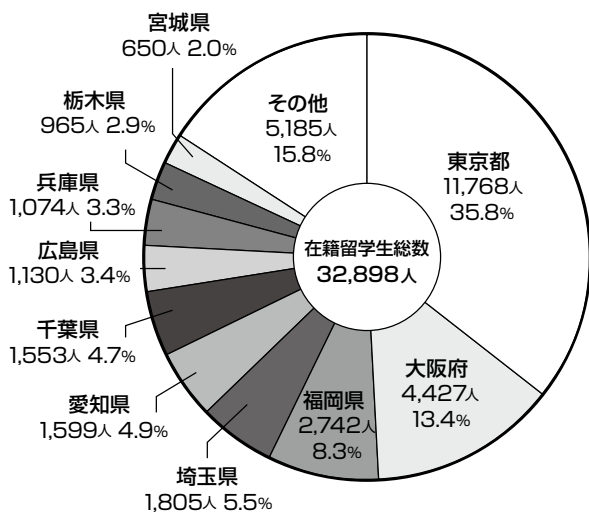
第 6 章 資料編

1. 平成28年度 専門学校留学生受入れ実態に関する調査

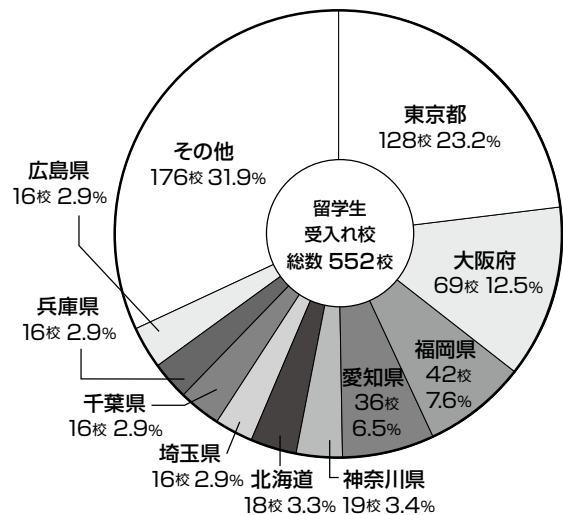
全国の専門学校・高等専修学校 2,914 校を対象にアンケート郵送法により行われた調査より抜粋。
平成28年5月1日を基準日とし、調査期間は平成28年12月1日から12月22日までで、78.4%に相当する2,282校が回答。2,253校を有効回答数とした結果報告。

- 出典元：一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団 調査結果（速報値）より
- 調査方法：アンケート郵送法 ※データは速報値（平成29年2月現在）。最終版は財団ホームページ上で公表予定。

【図1】 留学生の県別人数と割合（人数不明の学校は除く）

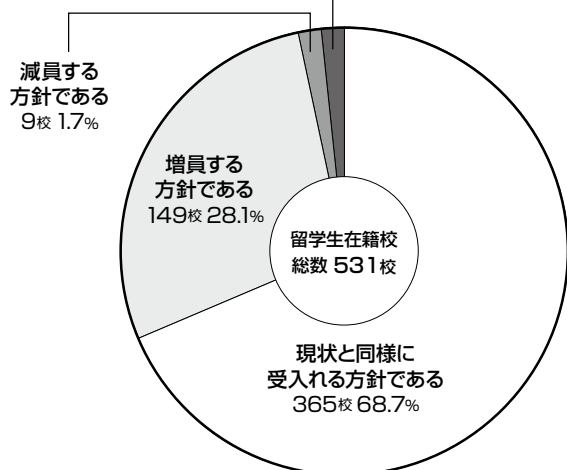


【図2】 留学生受入れ学校の県別校と割合



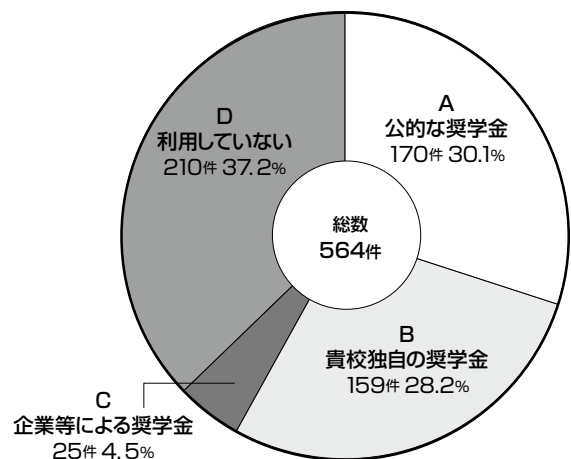
【図3】 留学生在籍校の今後の受入れ方針

今後留学生の募集を停止する予定である 8校 1.5%



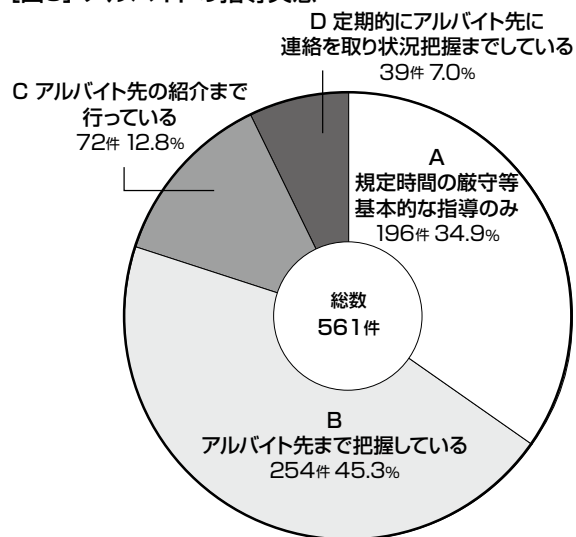
※回答の未記入、不明校(32校)は除く

【図4】 奨学金の利用実態



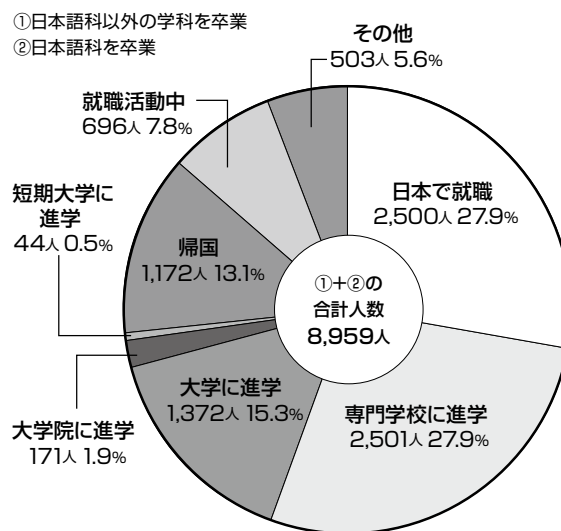
※未記入・不明分は除く

【図5】 アルバイトの指導実態



※未記入・不明分は除く

【図6】 卒業後の留学生の進路



【表1】 出身国別入学者数（年度別）

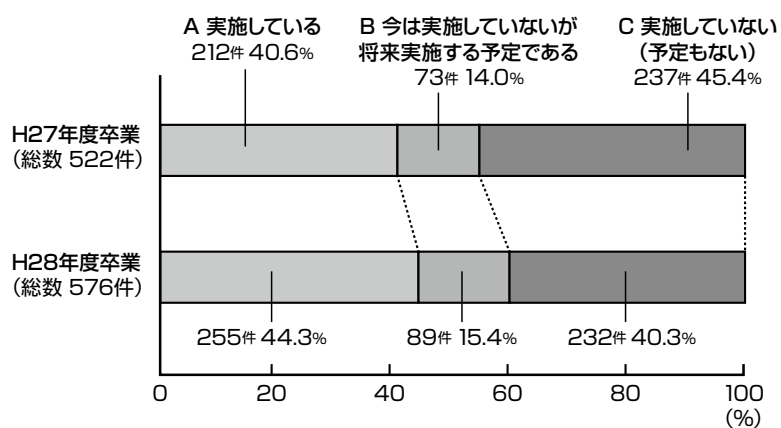
| | 2013年 | 2014年 | 2015年 | 2016年 |
|---------|-------|--------|--------|--------|
| ベトナム | 745 | 2,626 | 5,937 | 8,946 |
| 中国 | 3,355 | 4,454 | 5,640 | 6,468 |
| ネパール | 531 | 1,766 | 3,247 | 5,352 |
| 台湾 | 539 | 642 | 1,047 | 1,108 |
| 韓国 | 613 | 641 | 884 | 1,086 |
| スリランカ | 78 | 189 | 308 | 710 |
| ミャンマー | 72 | 203 | 339 | 540 |
| インドネシア | 47 | 98 | 193 | 291 |
| バングラデシュ | 18 | 31 | 44 | 200 |
| タイ | 76 | 130 | 184 | 182 |
| モンゴル | 84 | 103 | 122 | 175 |
| フィリピン | 24 | 36 | 63 | 106 |
| マレーシア | 22 | 28 | 54 | 83 |
| インド | 22 | 29 | 59 | 75 |
| ロシア | | 24 | 31 | 33 |
| カンボジア | | 23 | 29 | 26 |
| その他の国 | | 284 | 355 | 581 |
| 計 | 6,226 | 11,307 | 18,536 | 25,962 |

[表2] 留学生の入学経路

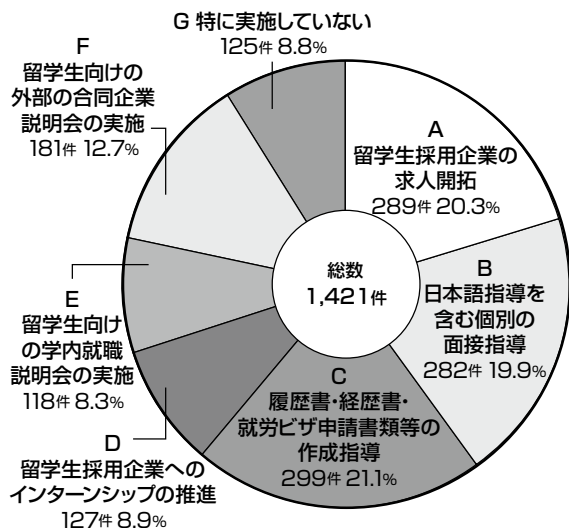
※日本語…日本語学校経由 現地…現地から直接 ※未記入・不明分は除く

| | 2013年 | | 2014年 | | 2015年 | | 2016年 | |
|---------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|--------|-------|
| | 日本語 | 現地 | 日本語 | 現地 | 日本語 | 現地 | 日本語 | 現地 |
| ベトナム | 411 | 314 | 3,746 | 705 | 4,664 | 1,273 | 6,869 | 2,076 |
| 中国 | 2,733 | 389 | 1,738 | 888 | 4,804 | 836 | 5,075 | 1,388 |
| ネパール | 379 | 148 | 1,336 | 430 | 2,698 | 549 | 4,551 | 706 |
| 台湾 | 360 | 159 | 378 | 263 | 607 | 433 | 676 | 428 |
| 韓国 | 375 | 167 | 395 | 228 | 618 | 266 | 625 | 461 |
| スリランカ | 73 | 4 | 128 | 19 | 266 | 42 | 556 | 150 |
| ミャンマー | 66 | 4 | 191 | 11 | 291 | 48 | 416 | 113 |
| インドネシア | 26 | 19 | 56 | 42 | 168 | 25 | 237 | 48 |
| バングラデシュ | 12 | 5 | 20 | 11 | 35 | 9 | 161 | 35 |
| タイ | 57 | 19 | 71 | 59 | 96 | 88 | 119 | 62 |
| モンゴル | 50 | 32 | 70 | 33 | 98 | 24 | 118 | 57 |
| フィリピン | 18 | 5 | 26 | 10 | 45 | 18 | 71 | 31 |
| マレーシア | 17 | 5 | 24 | 4 | 45 | 9 | 62 | 21 |
| インド | 15 | 7 | 25 | 5 | 56 | 3 | 45 | 19 |
| ロシア | | | 23 | 1 | 29 | 2 | 30 | 2 |
| カンボジア | | | 22 | 1 | 23 | 6 | 23 | 3 |
| その他の国 | 132 | 86 | 165 | 118 | 258 | 97 | 587 | 141 |
| 計 | 4,724 | 1,363 | 8,414 | 2,828 | 14,801 | 3,728 | 20,221 | 5,741 |

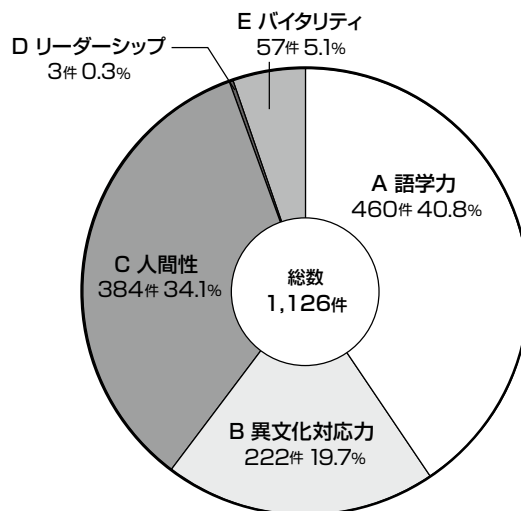
[図7] インターンシップ制度の実施推移 (昨年度との比較)



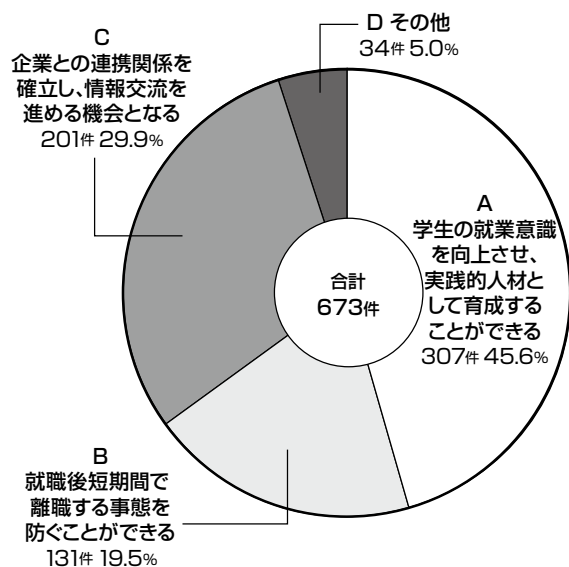
[図8] 留学生の就職のための対策



[図9] 留学生が就職に必要な能力



[図10] インターンシップ制度における留学生にとってのメリット



2. 専修学校及び各種学校における留学生の受入れについて

専修学校及び各種学校における留学生の受入れについて（平成 22 年 9 月 14 日）

22 文科生第 473 号
平成 22 年 9 月 14 日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会 殿

文部科学省生涯学習政策局長
板東久美子
(印影印刷)

専修学校及び各種学校における留学生の受入れについて（通知）

専修学校及び各種学校における外国人留学生の受入れに当たっては、各専修学校・各種学校による在籍管理等が適切に行われる必要があります。

平成 21 年の通常国会においては「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（平成 21 年法律第 79 号。以下「改正法」という。）が可決・成立しており、同改正法による改正事項のうち、在留資格「留学」と在留資格「就学」の一本化等に係る事項が、関係省令とともに、平成 22 年 7 月 1 日から施行されています。

これらの法令における専修学校及び各種学校に係る主な改正事項は、下記 1 のとおりですので、所管の専修学校・各種学校への周知徹底方について御配慮願います。

文部科学省としては、同改正事項を踏まえ、また、高度人材受入れの拡大等に対する要請の高まりや、現下の受入実態等を考慮し、専修学校・各種学校への留学についても、この際、その受入れの促進と同時に、改めて留学生管理等の徹底を図る必要があると考えます。

については、各都道府県及び各都道府県教育委員会におかれては、所管の専修学校及び各種学校における留学生の受入れについて、下記 2 及び 3 に留意した適切な受入れが進められるよう、御指導願います。

本通知の内容については、法務省と協議した結果を踏まえたものであることを申し添えます。

記

1 専修学校及び各種学校関係の主な改正事項

平成 22 年 7 月 1 日から施行された改正事項のうち、専修学校及び各種学校における外国人生徒の受入れに関するものは、次のとおりであること。

(1) 在留資格「留学」と在留資格「就学」の一本化について

外国人留学生の安定的な在留のため、在留資格については、「留学」と「就学」の区分をなくし、「留学」の在留資格へと一本化すること。ただし、専修学校高等課程若しくは一般課程又は各種学校における外国人生徒であって、現に「就学」の在留資格を有する者にあつては、その活動内容に変更がない限り、改正法の施行後においても在留資格を「留学」に変更する必要はないこと。

<出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の四「留学」の項、出入国管理及び難民認定法第七条第一項二号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）「法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動」の項>

(2) 留学生・就学生の資格外活動許可の取扱いについて

留学生・就学生に対し許可する資格外活動の内容について、出入国管理及び難民認定法施行規則中に明記したこと。

なお、在留資格「留学」と「就学」の一本化に伴い、資格外活動許可についても、就学生への許可に係る従来の条件は廃止し、留学生への許可に係る条件に一本化したこと。具体的には、従来「就学」の在留資格の対象とされていた専修学校高等課程及び一般課程並びに各種学校の外国人生徒の資格外活動時間については、「1日について4時間以内」から「1週について28時間以内（在籍する教育機関が学則で定める長期休業期間にあるときは、一日について8時間以内）」に変更されること。

<出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号）第19条>

2 専修学校における留学生管理等に関する留意事項

(1) 適切な受入れについて

各専修学校においては、生徒数の確保の観点からのみ安易に留学生を受け入れることは厳に慎むこと。入学者選抜に当たっては、真に修学を目的とした者が選抜されるよう、入学志願者等の目的意識、学習意欲、学力等を適切に判定すること。また、わが国における留学生生活を維持できるだけ経済的基盤を有することを確認すること。

(2) 受入数について

専修学校における留学生の受入数は、充実した教育指導及び適切な留学生管理を確保する観点から、専修学校の設置目的、入学定員、教職員組織、施設設備等を考慮した適切なものとする。

このため、地方入国管理局等に対し、在留資格認定証明書の交付又は在留資格変更の許可に関する手続きをとる留学生に係る入学許可者数については、「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律等の施行に伴う留学生、就学生及び外国人教師等の受入れについて（通知）」（平成2年6月29日付け文学留第168号）記4（3）の規定により、設置する全ての学科の入学定員を合算した数（以下「総入学定員数」という。）の2分の1までにとどめることとしてきたが、留学生の在籍管理等を適正に行っている専修学校にあつては、平成23年度以降に入学予定の留学生について、充実した教育指導及び適切な留学生管理を確保できる範囲内で、総入学定員の2分の1をこえて受け入れることを可能とすること。なお、入学者募集要項等において、留学生の受入予定数をあらかじめ示すことが望ましいこと。

(3) 在籍管理等について

入学許可して受け入れた外国人生徒については、各専修学校が自ら責任を持って在籍管理等を行う必要があること。

このため、各専修学校においては、留学生の出欠状況、学業成績、資格外活動の状況等を的確に把握するとともに、長期欠席者や学業成績の良好でない者に対する連絡や指導を徹底すること。学校外の日常生活に関しても、各留学生に対する十分な指導を行えるよう、必要な体制を整備すること。

また、勉学状況等に関し改善の見込みのない者に対しては、退学・除籍等の処分を適切に行う必要があること。退学・除籍等の処分を行い、生徒が留学目的を達成する見込みがなくなった場合には、原則として帰国を勧めることとし、帰国することとした者については、確実に本国に帰るまでの確認を行うなど、適切に対応すること。

3 各種学校における留学生管理等に関する留意事項

各種学校における留学生の受入れについても、上記 2 (1) 及び (3) に準じた取扱いを行うことが望ましいこと。

3. 留学生の卒業後等における教育期間の取組等について

留学生の卒業後等における教育機関の取組等について

平成 27 年 1 月
法務省入国管理局

日本を世界により開かれた国とし、アジア、世界との間のヒト、モノ、カネ、情報の流れを拡大する「グローバル戦略」を展開する一環として 2020 年を目処に留学生受入れ 30 万人を目指した「留学生 30 万人計画」の実現に向けて、関係省庁が連携して様々な取組を行っているところ、留学生の増加によって、不法残留者が増加することとならないよう取り組んでいかなければなりません。

ついては、留学生を受け入れている教育機関におかれては、関係省庁と連携して不法残留の発生等を防止する観点から、留学生の卒業後等における教育機関の取組や所在不明となった留学生の取扱いについて、以下のとおり取組等を行っていただくようお願いします。

1 留学生の卒業後等における教育機関の取組について

教育機関は、留学生の受入れに当たり適切な入学者選抜を行うとともに、受け入れた留学生に対し責任をもって在籍管理や生活指導を行うことが求められる。また、卒業や退学等によって留学生の受入れを終了する際又は終了した後においては、次のような取組が求められる。

- (1) 進学を希望する留学生については、進学先教育機関の入学事実の確認並びに当該教育機関の名称（学部・学科等名を含む。）及び所在地の把握に努める。
- (2) 就職を希望する留学生については、就職先の内定事実の確認並びに就職先機関の名称及び所在地の把握並びに当該就職に係る在留資格変更許可申請を行ったことの確認に努める。
- (3) 進学又は就職以外の目的をもって本邦に在留することを希望する留学生については、当該目的に係る事実の確認及び当該目的に係る在留資格変更許可申請を行ったことの確認に努める。
- (4) 帰国を希望する留学生（出国準備のための「短期滞在」又は「特定活動」の在留資格をもって在留する者を含む。）又は進路が明らかでない留学生については、帰国の指導及び出国した事実の確認に努める。
- (5) 留学生が継続就職活動を目的とする「特定活動」の在留資格をもって引き続き本邦に在留する場合には、当該在留資格への在留資格変更許可申請やその後の在留期間更新許可申請の際に受入教育機関から当該留学生に係る推薦状等の提出がなされることを条件とし、特に活動を指定して在留を許可していること等を踏まえ、教育機関は、当該留学生が継続就職活動を終了する際又は終了した後において上記（1）から（4）と同様の確認、把握及び指導に努める。

（注 1）適正かつ円滑な入国・在留審査を実施するため、不法残留者を発生させていないこと等が認められる教育機関からの申請については、提出資料を簡素化すること等の取扱いとする。

(注2) 受け入れた留学生が、(1) の場合においては進学先教育機関に入学した後、(2) 及び (3) の場合においては在留資格変更許可申請（継続就職活動を目的とする「特定活動」への申請を除く。）を行った後、(4) の場合においては出国した後（みなし再入国許可により出国した後に本邦に入国した場合）に不法残留となった場合には、受け入れた教育機関から責任の所在が移っていることから、特段の事情がない限り、教育機関の選定において、受け入れた教育機関が不法残留者を発生させたものとしては取り扱わない。

2 所在不明となった留学生の取扱いについて

教育機関は、受け入れた留学生の在留資格に応じた活動を確認した最後の日の翌日から3か月を経過した時点で当該留学生が所在不明となっているときは、地方入国管理局に対し、当該留学生の所在不明について届け出るよう努める。

(注) 上記の時点までに退学又は除籍等によって受入れを終了し、当該事由について、既に地方入国管理局に届け出ているときは、所在不明について改めて届け出る必要はない。

4. 大学等を卒業後就職活動のための滞在をご希望のみなさまへ

大学等を卒業後就職活動のための滞在をご希望のみなさまへ

平成 28 年 12 月 16 日

1 卒業後 1 年目の就職活動について

大学を卒業し又は専修学校専門課程において専門士の称号を取得して同教育機関を卒業した留学生等の方が、付与されている「留学」の在留資格の在留期間満了後も日本に在留して、継続して就職活動を行うことを希望される場合は、その方の在留状況に問題がなく、就職活動を継続するに当たり卒業した教育機関の推薦があるなどの場合は、就職活動を行うための在留資格（特定活動、在留期間は 6 月）への変更が認められ、更に 1 回の在留期間の更新が認められるため、大学等を卒業後も就職活動のために 1 年間本邦に滞在することが可能です。

2 卒業後 2 年目の就職活動について

大学等を卒業後、上記 1 により就職活動を行うための在留資格への変更を認められ就職活動を行っている留学生等が、地方公共団体が実施する就職支援事業（当局の設定する要件に適合するものに限ります。）の対象となり、地方公共団体から当該事業の対象者であることの証明書の発行を受け、大学等を卒業後 2 年目に当該事業に参加してインターンシップへの参加を含む就職活動を行うことを希望される場合で、その方の在留状況に問題がないなどの場合は、当該事業に参加して行う就職活動のための在留資格（特定活動、在留期間は 6 月）への変更が認められ、更に 1 回の在留期間の更新が認められるため、当該事業に参加して行う就職活動のため、更に 1 年間（卒業後 2 年目）本邦に滞在することが可能です。

3 資格外活動許可について

上記 1 及び 2 のいずれの場合にも、一定の要件を満たせば、資格外活動の許可を受けて 1 週について 28 時間以内で行う資格外活動（いわゆるアルバイト）が可能です。

また、就職活動の一環として行うインターンシップの場合などは、1 週について 28 時間を超える資格外活動許可を受けることができます（上記 2 の就職支援事業に参加して行う就職活動のための在留資格が付与されている方が、当該事業の一環として行われるインターンシップに参加される場合は、資格外活動許可の取得は必要ありません。）。

5. インターンシップをご希望のみなさまへ

インターンシップをご希望のみなさまへ

留学又は特定活動（就職活動及び就職内定者）の在留資格をもって在留中の方につきましては、一定の要件を満たせば、資格外活動の許可を受けて1週について28時間以内（長期休業期間中は1日8時間以内）で行う資格外活動（いわゆるアルバイト）が可能です。就職活動の一環として行うインターンシップの場合など、1週について28時間を超える資格外活動許可を受けることができます。

1週について28時間を超えるインターンシップが認められる例

対象となる方

- (1) 在留資格「留学」をもって大学（短期大学を除く。）に在籍し、インターンシップを行う年度末で修業年度を終える者であって、かつ、卒業に必要な単位をほぼ修得している者（卒業に必要な単位をほぼ修得した大学4年生等）
- (2) 在留資格「留学」をもって大学院生に在籍し、インターンシップを行う年度末で修業年度を終える者（修士2年生、博士3年生等）
- (3) 在留資格「特定活動」をもって在留する就職活動を行っている者（短期大学を卒業した者及び専修学校の専門課程を修了した者を含む。）
- (4) 在留資格「特定活動」をもって在留する就職内定者（短期大学を卒業した者及び専修学校の専門課程を修了した者を含む。）

上記に該当しない方であっても、単位を修得するために必要な実習等、専攻科目と密接な関係がある場合等には、許可を受けることができます。

対象となる活動

対象となる活動の例としては、就職活動の一環として行う職場体験を目的とする活動が挙げられます。大学等で学んだ専門的知識等を生かし、また、専修学校の専門課程を修了した方については、専攻した科目との関連性が認められるものに限られます。

上記の例に該当する場合に資格外活動許可申請に際して提出いただく資料

- ・ インターンシップを行う予定の機関が作成した活動内容、活動期間、活動時間、活動場所、報酬等の待遇を証する文書
※活動内容については、具体的に行おうとする内容を記載いただく必要があります。
- ・ 大学生又は大学院生の場合は、大学又は大学院が発行する在学証明書
- ・ 大学生の場合は、卒業に必要な単位数及びその修得状況が確認できる文書（成績証明書等）
- ・ 専修学校の専門課程を修了した者の場合は、専修学校が発行する成績証明書

6. 専門学校留学生受け入れに関する自主規約

専門学校留学生受け入れに関する自主規約

全国専修学校各種学校総連合会

(名称)

第1条 この自主規約は、「専門学校留学生受け入れに関する自主規約」と称する。

(目的)

第2条 この自主規約（以下「規約」という。）は専門学校における留学生受け入れ体制の整備及び教育環境の充実に関する事項を定めることにより、留学本来の目的である、我が国と諸外国相互の教育水準を高めるとともに、国際理解、国際協調の精神の醸成、推進に寄与し、我が国及び国際社会における職業教育を推進し、留学生の進学及び適切な就労を促進してさらにその人材育成に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この規約において「留学生」とは「出入国管理及び難民認定法（以下、「入管法」という。）」に定める在留資格「留学」により我が国に滞在する外国人学生をいう。

(設置者及び関係者の責任)

第4条 専門学校の設置者及び関係者は留学生受け入れの社会的・国際的責任を深く認識し、学校教育法第124条以下、並びにその規定に基づく専修学校設置基準の遵守はもとより、入管法等の留学生関係法令・省令及び文部科学省通知等を熟知し、留学生がその留学目的を十分達成できるよう努めなければならない。

(募集)

第5条 入学募集要項等における表示は、昭和62年6月の全国専修学校各種学校総連合会（以下、「全専各連」という。）定例総会において決議がなされた、「専修学校・各種学校の表示に関する自主規約※」に基づき、全専各連各ブロック協議会・各都道府県協会等が制定した自主規約に従うこととし、国外においても同様とする。

(入学者選抜)

第6条 入学者選抜に当たっては、諸外国における教育の実情等を勘案しつつ、専門学校の教育を受けるに足りる基礎学力と日本語能力（専ら日本語の教育を受けようとする場合を除く。）、適性及び学費・生活費支弁方法等を総合的に判定した上で、入学を許可することとする。

(留学生受け入れ数)

第7条 留学生の受け入れ数は、充実した教育指導を行う観点から、専門学校の設置目的、入学定員、教員組織、施設設備等を考慮した適切なものとし、各学科ごとに適正な数を受け入れることとする。

(生活指導担当職員)

第8条 留学生の生活の指導を担当する常勤の職員を置かなければならない。

(学習・生活の指導)

第9条 留学生の生活指導においては、文化、生活習慣、風習、法律の違いを踏まえ、留学生の学習・生活状況の把握に努め、その所期の留学目的が達成されるよう、我が国の法令を遵守させることをはじめ適切な指導に努める。

(入国・在留に関する事務)

第10条 留学生の入国及び在留に関連して、以下の行為は厳に慎まなければならない。

- ①入学許可書の過剰発行。
- ②入国・在留手続きを有料で行うこと。
- ③入国管理局に対する各種申請書の不実記載（出席簿、成績表改ざん等。）または提出文書の偽変造。
- ④その他、入国・在留に関する違法な行為。

(資格外活動)

第11条 留学生がアルバイトを希望する場合は、事前に資格外活動の許可を受けさせ、アルバイトの内容・就業場所・就業時間等を正確に把握し、学習環境を適切に保つよう指導する。

(2) アルバイトの紹介は、学校として積極的に行うものではないが、アルバイト先を紹介する場合には、その費用を徴収してはならない。

(在籍管理)

第12条 出席簿・学籍簿等の必要書類の管理を厳正・適切に行う。

(2) 在学中の在籍管理に十分留意し、不法就労・不法滞在等の防止に努める。

(日本語教育の充実)

第13条 留学生の日本語能力の向上を図るため、必要な日本語教育の体制と環境を整備することとする。

(卒業時の指導)

第14条 留学生の卒業時には、その希望により進学、就労、帰国の指導を適切に行わなくてはならない。また、その在留資格の更新・変更を行わずに、それ以降滞在することが違法であることを周知させ、不法就労・不法滞在等の防止に努める。(卒業後の連絡)

第15条 卒業生と連絡を密にし、所期の留学目的が達成されるよう努める。

(入学及び在籍管理に関するガイドライン)

第16条 この規約に基づいて、入学及び在籍管理に関することは、別にガイドラインを設けることとする。

附 則

(施行日)

第17条 この規約は平成5年1月1日より施行する。

この規約は平成14年6月20日より改正施行する。

この規約は平成18年11月13日より改正施行する。

この規約は平成23年6月15日より改正施行する。

※ http://www.sgec.or.jp/sgec_new/foundation/foundation_frameset.html でご覧いただけます。

7. 専門学校における留学生の入学及び在籍管理に関するガイドライン

平成 23 年 6 月 15 日

専門学校における留学生の入学及び在籍管理に関するガイドライン

全国専修学校各種学校総連合会

1. 目的

このガイドラインは、「専門学校留学生受け入れに関する自主規約」に基づき、留学生の入学及び在籍管理並びに卒業後の進路指導等に関する事項を定め、留学生が本来の目的を達成し、かつ専門学校がその社会的使命を果たすことを目的として、基本的指針を設けるものである。

2. 留学生の募集及び入学者選抜に関して留意すべき点

よりよい留学生を受け入れるためには、募集・選考がいかに重要であるかを認識し、適正な入学者選抜を行わなければならない。入学を希望する者の中には、残念ながら、不法就労・不法滞在を目的とする者がいることも現実であることに十分留意する必要がある。

(1) 入学資格要件

1) 外国において1年の学校教育を修了した者とする。ただし、準備教育課程を卒業し通算12年の学校教育を修了した者を含む。

2) 入学資格要件のうち、日本語能力に関しては以下のいずれかの要件を満たす者（専ら日本語の教育を受けようとする場合を除く。）とする。

●法務大臣により告示されている日本語教育機関で6ヶ月以上の日本語教育を受けた者。

●公益財団法人日本国際教育支援協会及び独立行政法人国際交流基金が実施する日本語能力試験のN1又はN2に合格した者。

●独立行政法人日本学生支援機構が実施する日本留学試験において、日本語読解、聴解及び聴読解の合計で200点以上取得した者。

●公益財団法人日本漢字能力検定協会が実施するBJTビジネス日本語能力テストにおいて400点以上取得した者。

●学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）において1年以上の教育を受けた者。

(2) 入学者選抜

1) 国内在留中の応募者

国内の日本語教育機関からの応募者を選抜するにあたっては、各校・各学科の教育を受けるに足る基礎学力と日本語能力をチェックする（例えば、日本語能力試験のN1又はN2に合格していることを証明

書によって確認するなど)とともに、学費・生活費支弁方法等を確認するためにも面接試験を必ず行い、必要基礎教科等の筆記試験の実施にも努めることにより、総合的に判定した上で入学を認めること。なお、在籍する日本語教育機関の在籍状況(成績・出欠席・資格外活動状況等)は、選抜の際に考慮すべき重要な情報である。

2) 海外からの直接応募者

海外から直接入学を希望する応募者を選抜するにあたっては、より慎重に選抜しなければならない。日本での生活に慣れ学業に専念できるようになるには、相当程度の時間がかかる。そのハンデを踏まえ、日本語能力はもちろん、諸外国における教育実情等を勘案しつつ、必要とされる基礎学力を確認する必要がある。さらに、経費支弁能力、学歴、勉学意欲、留学目的、卒業後の希望進路について十分に確認することが必要である。したがって、書類審査のほかにも極力、面接試験並びに筆記試験を実施すること。なお、海外において面接等を行う場合、可能であれば経費支弁者と面識を持っておくことが望ましい。

(3) 留学生受け入れ数

留学生の目的意識は、専門分野での知識・技術習得あるいは資格取得にあり、専門学校への入学希望者も増加傾向にある。しかしながら、過去に留学生受け入れの実績・経験が少ない、あるいは不十分な受け入れ体制のまま多数の留学生を入学させた専門学校において、不法就労・不法滞在を発生させた事例が存在した。留学生の受け入れにあたっては、受け入れの実績・経験を踏まえ、学科ごとに適切な受け入れ数を十分に検討し、短期間にその数を増加させないこと。留学生受け入れ数の増加を図る場合には、各校・各学科の将来的なビジョンの上に、計画的に留学生指導担当者の増員及び資質の向上を図るなど、適正な留学生受け入れ体制を整備しつつ、段階的に実施することが望ましい。

平成22年9月には文部科学省から「専修学校及び各種学校における留学生の受入れについて(生涯学習政策局長通知)」、「専修学校における留学生管理等の徹底について(生涯学習推進課長通知)」が出され、専修学校における留学生の受入数について、総入学定員の2分の1までとしてきた一律の取扱いを改め、留学生の在籍管理等を適正に行っている専修学校にあつては、充実した教育指導及び適切な留学生管理を確保できる範囲内で、総入学定員の2分の1をこえて留学生を受け入れることを可能としている。

各学校は、文部科学省の通知内容を熟知し、留学生管理等に関する具体的留意事項に十分配慮して、積極的な受け入れの推進が不法残留等の増加につながることをないよう、留学生管理等について一層の徹底を図らなければならない。

3. 留学生の受け入れ時に留意すべき点

留学生の受け入れにあたっては、様々な配慮が必要になる。特に、新規入国する留学生の受け入れ時には、十分な配慮が必要である。

(1) 出願選考料、入学金、授業料、施設設備費等の納付金の納入方法、および、納付金を納入後、3月31日(10月期生については9月30日)までに入学を辞退した者、または査証が発給されない等の事由で入学が不可能となった者に対して、出願選考料と入学金以外の納付金を返還することを募集要項等に明記しなければならない。

(2) 留学生の入学時には、必ず留学生向け入学オリエンテーションを実施し、留学期間中の勉学について

主に規定する学則の内容や、日本の生活環境及び文化、並びに入国管理に係る法令や注意事項等について周知徹底すること。

これらのことは口頭の指導に留まらず、例えば『留学生生活ガイドブック』などを作成し、留学生に配布して常に参照させること。

また、十分に理解させるために、できる限り母国語ごとに複数回のオリエンテーションを開催することが望ましい。

(3) 寄宿舍（学生寮）の整備やアパートのあっ旋等、その環境整備に十分な配慮をしなければならない。

また、部屋を契約するルールや身元保証人の必要性、地域住民との関係を良好に保つためのゴミ出し方法や交通ルール・マナー等についても指導すること。

(4) 入国・在留手続きに関わる様々な個人情報・書類を取り扱うことから、個人のプライバシー保護について十分配慮しなければならない。

4. 入国・在留事務に関して留意すべき点

(1) 入学予定者の「在留資格認定証明書交付申請」及び在学者の「在留期間更新許可申請」、「在留資格変更許可申請」等の手続きに必要な提出文書は、受け入れ校として内容の真偽を調査し、入国管理局に申請手続きを行うこと。

また、入国管理局に提出する申請書類の不実記載（出席簿、成績表改ざん等）や提出文書の偽変造等を行ってはならない。なお、入国手続き・在留手続きを有料で行ってはならない。

(2) 日本在留にあたり「外国人登録」の申請又は変更、「国民健康保険」の加入など法的に必要な手続きを速やかに行うよう指導しなければならない。

5. 学生指導・在籍管理に関して留意すべき点

法務省は通達により、留学生の不法残留率が5%を超えた専門学校、不法残留率が5%以下であっても定期報告が適正に行われていない専門学校、在籍管理上不適切であると認められる事情がある専門学校（資格外活動またはそれ以外の罪により摘発を受け、またその後退去強制となった学生が多数発生し、事件発生後に適切な対応が講じられていない専門学校など）に入学する、あるいは在籍している留学生の入国・在留に関して、より厳格な審査を行っている。（厳格な審査の対象となる専門学校は、便宜上「非適正校」と称される。）

専門学校留学生の学生指導・在籍管理に関しては、日本人学生と同様の取扱いでは不十分であり、以下の点に留意すべきである。

(1) 入学時から適切な指導を行うため、指導マニュアル等を作成し、具体的な指導内容と指導体制を常に整備しておかなければならない。

特に日本での留学生生活を支障なく送ることができるよう、留学生の出身国の文化、生活習慣、風習、法律との違いを踏まえ、日本の法律、生活習慣、社会的ルール等を説明して理解させること。校則（進級、卒業、除籍、学納金の納入）、授業を受ける際の諸注意（出席率、定期考査等成績評価システム）を入学オリエンテーションなど早い機会を利用して説明して理解させること。また、除籍基準を策定し、在留資格

取消制度を含め説明して理解させること。なお、奨学金制度や医療費補助制度等も説明して理解させること。

(2) 前項に掲げた留意点に配慮して、本来の留学の目的を達成するため、留学生の生活指導を担当する常勤の職員を置かなければならない。

担当職員は常に学生指導に必要な情報の収集や法律等について研鑽に努めるとともに、留学生の学習・生活状況の把握に努めること。なお、個別指導時や必要な情報の提供を確実にするため、必要に応じて留学生が母国語でコミュニケーションできるネットワーク（在日する卒業生、駐日大使館と連携するなど）を整備することが望ましい。また、留学生の日本語能力の向上を図るため、必要に応じた日本語教育の体制と環境を整備すること。

(3) アルバイトに関する法的条件の周知徹底（許可されている時間数、禁止されている場所と職種、「資格外活動許可申請」の必要性と退去強制及び罰則を含む）を図るため、詳細に説明して理解させること。

また、学校として「副申書」の発行に留まらず、申請取次制度も積極的に活用すること。アルバイトの内容・就業場所・就業時間などを正確に把握し、雇用主の連絡先などを確認して学業環境を適切に保つよう指導すること。さらに、不法就労防止のために、可能であれば雇用主と連携を取り、留学生の資格外活動に関する法的条件等についての理解を深めてもらうことが望ましい。

(4) 在学中は、出欠席を徹底管理し、学籍簿・出席簿の確実な管理を行い、連絡のない欠席や長期欠席、不規則な生活状況が疑われる者に対しては、面談指導や職員による住居訪問等を実施して改善指導を行い不法就労、所在不明、不法滞在が発生しないよう適切な指導を行うこと。

そのためにも、入国管理局への定期報告をはじめ関係諸官庁との連携に努めること。

(5) 卒業、退学又は除籍となり在留資格の変更が生じることとなった場合は、進路の確認を十分行った上で、入管法の規定等必要な情報を提供し、不法滞在や不法就労といった違法行為をさせないように指導すること。

特に退学、除籍となり当初の在留期限前に在留資格を喪失する者については、即時帰国等具体的な指導とともに、帰国の事実確認にも努めること。

(6) 所在不明で連絡の取れない留学生が発生した場合は、除籍等の処分を行い、速やかに入国管理局へ報告すること。

なお、処分後も可能な限り所在の確認に努めること。

(7) 留学生の卒業にあたっては、進学、就労、帰国の進路指導を適切に行い、その後の進路状況を十分に把握すること。また、在留資格の更新・変更を行わずに、在留期限を超えて滞在することが違法であることを当該留学生に対して説明して理解徹底させること。

.....
〈不法残留者・不法就労者及び「非適正校」等への入学者に関する入国・在留審査について〉

不法残留者とは、残留期間の更新または在留資格の変更を受けずに、在留期間を経過した後も日本に残留する者等である。専門学校に在籍する留学生の場合、在学中、及び退学・除籍後の所在不明者、卒業後の進路（進学・就職・帰国等）が不明な者で出国の事実がない者等が該当する可能性がある。

不法就労者とは、許可を受けずに、または許容される範囲を超えて就労活動を行う外国人等のことである。専門学校に在籍する留学生の場合、「留学」は非就労在留資格であるため、資格外活動の許可を受けずにアルバイトを行っている者や許可された時間の範囲・職種を超えてアルバイトを行っている者等が該当する

可能性がある。

不法残留、不法就労ともに、懲役、禁固、もしくは罰金が課され（併科の場合あり）、退去強制処分の対象となる可能性がある。

入国管理局では、専門学校への留学生について、原則的には簡素な手続きでの入国・在留を認め、2年間の在留期間を付与している。

しかし「非適正校」または「非適正校」でなくても不法残留率が3%を超える等在籍管理が適切でない専門学校に入学する者で、かつ、不法残留が多数発生している国・地域の出身者からの申請については、勉学の意思・能力、日本語能力、経費支弁能力等の確認を行うため、経歴を証明する資料、日本語能力が客観的に証明されている資料、経費支弁能力を証明する資料などの提出を求められる場合がある。

このため、「非適正校」や、不法残留率が3%を超える等在籍管理が適切でない専門学校への入学者等に関する入国・在留審査には、より多くの時間を要することがある。さらに、「非適正校」に入学する留学生に付与される在留期間は1年であり、在留状況を1年ごとに確認される。

なお、不法残留率は、在籍している留学生数を分母、不法残留となった留学生数を分子として算出される。

6. 日本での就労に関して留意すべき点

専門学校を卒業した留学生の日本での就労は、専門士の称号を有し、「技術・人文知識・国際業務」等の就労可能な在留資格に該当し、就職先の職務内容と専門学校における習得内容に関連性があれば可能である。近年、専門学校を卒業して日本の企業に就労する、また就労を希望する留学生は増えている。

平成18年3月から制度改正により、留学生が専門学校卒業後、現に就職活動を行っており、かつ専門学校による推薦がある場合には、「短期滞在」への在留資格変更が許可され、平成21年4月からは最長180日から1年に延長された。また、個別の申請に基づき、週28時間以内の資格外活動も許可されている。

専門学校を卒業した留学生の日本での就労に関しては、日本人学生とは異なり、以下の点に留意すべきである。

- (1) 専門学校においては留学生の就労に向けた企業との連携（インターンシップの実施及び協力企業の確保・拡充等）、就職情報の収集、卒業時の就職活動の支援体制等の充実に努めること。
- (2) 留学生が就職活動を目的とした在留資格変更を申請する場合、専門学校は、入国管理局に提出する資料を確認するとともに、継続就職活動を行う留学生の状況を慎重に見極めて推薦状を発行すること。変更が認められた場合には、卒業後も定期的に連絡を取り、継続して就職活動が行われていることを確認し、必要に応じて就職活動の支援を行うこと。

〈参考法令等〉

- 「出入国管理及び難民認定法」(昭和26年10月政令第319号。最近改正:平成27年6月法律第46号。本文では入管法と略称)
- 「専修学校及び各種学校における留学生の受入れについて(通知)」(平成22年9月、22文科生第473号。文部科学省生涯学習政策局長)
- 「専修学校における留学生管理等の徹底について(通知)」(平成22年9月、22生生推第51号。文部

科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長)

〈参考文献〉

○文部科学省高等教育局学生・留学生課「我が国の留学生制度の概要―受入れ及び派遣」

※このガイドラインは平成 18 年 11 月 13 日に制定する。

※このガイドラインは平成 21 年 2 月 26 日に改訂する。

※このガイドラインは平成 23 年 6 月 15 日に改定する。

8. 関係機関・団体一覧

1. 官庁

関係省庁

●法務省

〒100-8977 東京都千代田区霞が関 1-1-1
TEL 03-3580-4111 (代表) <http://www.moj.go.jp/>

●文部科学省

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2
TEL 03-5253-4111 (代表) <http://www.mext.go.jp/>

●外務省

〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1
TEL 03-3580-3311 (代表)
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>

全国の入国管理局 (①管轄地域 ②住所・電話番号)

詳細は入国管理局のホームページをご覧ください

●札幌入国管理局

①北海道
②〒060-0042
北海道札幌市中央区大通り西 12 丁目 札幌第三合同庁舎
TEL 011-261-7502 (総務課)

●仙台入国管理局

①青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
②〒983-0842
宮城県仙台市宮城野区五輪 1-3-20 仙台第二法務合同庁舎
TEL 022-256-6076 (総務課)

●東京入国管理局

①茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
②〒108-8255 東京都港区港南 5-5-30
TEL 03-5796-7111 (代表)

●成田空港支局

〒282-0004 千葉県成田市古込字古込 1-1
成田国際空港第 2 旅客ターミナルビル 6 階
TEL 0476-34-2222 (総務課)

●羽田空港支局

〒144-0041
東京都大田区羽田空港 2-6-4 羽田空港 CIQ 棟
TEL 03-5708-3202 (総務課)

●横浜支局

〒236-0002 神奈川県横浜市金沢区鳥浜町 10-7
TEL 045-769-1720 (総務課)

●名古屋入国管理局

①富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
②〒455-8601 愛知県名古屋市港区正保町 5-18
TEL 052-559-2150 (代表)

●中部空港支局

〒479-0881 愛知県常滑市セントレア 1 丁目 1 番地 CIQ 棟 3 階
TEL 0569-38-7410 (総務課)

●大阪入国管理局

①滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
②〒559-0034
大阪府大阪市住之江区南港北一丁目 29 番 53 号
TEL 06-4703-2100 (総務課)

●関西空港支局

〒549-0011 大阪府泉南郡田尻町泉州空港中一番地
TEL 072-455-1453 (総務課)

●神戸支局

〒650-0024
兵庫県神戸市中央区海岸通り 29 神戸地方合同庁舎
TEL 078-391-6377 (総務課)

●広島入国管理局

①鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
②〒730-0012
広島県広島市中区上八丁堀 2-31 広島法務総合庁舎
TEL 082-221-4411 (総務課)

●高松入国管理局

①徳島県、香川県、愛媛県、高知県
②〒760-0033 香川県高松市丸の内 1-1 高松法務合同庁舎
TEL 087-822-5852 (総務課)

●福岡入国管理局

①福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
②〒810-0073

福岡県福岡市中央区舞鶴 3-5-25 福岡第 1 法務総合庁舎
TEL 092-717-5420 (総務課)

●那覇支局

〒900-0022
沖縄県那覇市樋川 1-15-15 那覇第一地方合同庁舎
TEL 098-832-4185 (総務課)

●東日本入国管理センター

〒300-1288 茨城県牛久市久野町 1766-1
TEL 029-875-1291 (代表)

●大村入国管理センター

〒856-0817 長崎県大村市古賀島町 644-3
TEL 0957-52-2121 (代表)

インフォメーションセンター・
ワンストップ型相談センター

詳細は入国管理局のホームページをご覧ください

●外国人在留総合インフォメーションセンター

TEL 0570-013904 (IP・PHS・海外:03-5796-7112)

[対応言語] 英語・韓国語・中国語・スペイン語等

・仙台 〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪 1-3-20

・東京 〒108-8255 東京都港区港南 5-5-30

・横浜 〒236-0002 神奈川県横浜市金沢区鳥浜町 10-7

・名古屋 〒455-8601 愛知県名古屋市港区正保町 5-18

・大阪 〒559-0034 大阪府大阪市住之江区南港北 1-29-53

・神戸 〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通り 29

- ・ 広島 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀 2-31
- ・ 福岡 〒810-0073 福岡県福岡市中央区舞鶴 3-5-25

●相談員配置先

TEL 0570-013904 (IP・PHS・海外:03-5796-7112)
[対応言語] 英語・韓国語・中国語・スペイン語等
・ 札幌 〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西 12 丁目
・ 高松 〒760-0033 香川県高松市丸の内 1-1
・ 那覇 〒900-0022 沖縄県那覇市樋川 1-15-15

●ワンストップ型相談センター

・外国人総合相談支援センター

〒160-0021
東京都新宿区歌舞伎町 2-44-1 東京都健康センター「ハイジア」11 階
しんじゅく多文化共生プラザ内
TEL 03-3202-5535
[対応言語] 中国語・英語(月～金(第2第4水曜は除く))・
ポルトガル語(火・木)・スペイン語(月・木)・ベンガル語(火)・
インドネシア語(火)・ベトナム語(水・金)

・外国人総合相談センター埼玉

〒330-0074
埼玉県さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎 3 階
TEL 048-833-3296

[対応言語]

- 入国・在留手続相談・案内／ポルトガル語(月・水・金)
- 外国人に対する就業等に関する相談・案内／英語・ポルトガル語・スペイン語・中国語・ハンブル・タガログ語・タイ語・ベトナム語(火)
- 生活その他各種生活関連サービスに係る案内／英語・ポルトガル語・スペイン語・中国語
- ハンブル・タガログ語・タイ語・ベトナム語(常時対応)

・浜松外国人総合支援ワンストップセンター

〒430-0916 静岡県浜松市中区早馬町 2-1 クリエイト浜松 4 階
TEL 053-458-2170

[対応言語]

- 入国・在留手続相談及び情報提供／英語・ポルトガル語・スペイン語(水)
- 生活その他各種生活関連サービスに係る相談及び情報提供／
英語(火～金)・ポルトガル語(火～金・土・日)・中国語(金)・
スペイン語(水)・タガログ語(木)

2. 各種団体

●日本留学試験 (EJU)

[独立行政法人日本学生支援機構 留学生事業部 留学試験課]
〒153-8503 東京都目黒区駒場 4-5-29
TEL 03-6407-7457
http://www.jasso.go.jp/ryugaku/study_j/eju/index.html
E-mail: ēju@jasso.go.jp

●日本語能力試験 (JLPT)

①日本国内実施
[公益財団法人 日本国際教育支援協会 日本語能力試験受付センター]
〒100-0003
東京都千代田区一ツ橋 1-1-1 パレスサイドビル 6 階東コア
TEL 03-6686-2974
<http://info.jees-jlpt.jp/>
②海外実施
[独立行政法人 国際交流基金 日本語試験センター]
<http://www.jlpt.jp/>

●BJT ビジネス日本語能力テスト

[公益財団法人 日本漢字能力検定協会]
〒605-0074 京都府京都市東山区祇園町南側 551 番地
TEL 0120-509-315
<http://www.kanken.or.jp/bjt/>

●専門学校情報

[全国専門学校各種学校総連合会]
〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-2-25 私学会館別館 11 階
TEL 03-3230-4814
http://www.zensenkaku.gr.jp/zensen_index.cgi
[一般社団法人 福岡県専修学校各種学校協会]
〒812-0046
福岡県福岡市博多区吉塚本町 13-50 吉塚合同庁舎 6 階
TEL 092-292-6104
<http://www.fsk-net.or.jp/>

●日本語教育振興協会

〒151-0053 東京都渋谷区代々木 1-58-1 石山ビル 2 階
TEL 03-5304-7815
<http://www.nisshinkyo.org/>

●日本語教育機関

<http://www.nisshinkyo.org/search/>

●在日外国公館

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/link/emblast/>